整前連結税額基準額
㉓×$\frac{20}{100}$－（別表六の二（九）「35」＋「39」）
整前連結税額基準額の残額
（㉘－㉕））－（別表六の二（九）「45」）－（別表六の二（十九）「26」）
平・平　・・　・・ （各連結法人の（39の①）の合計）
平・平　・・　・・ （各連結法人の（39の②）の合計）
合　計
平・平　・・　・・ （別表六の二（二十四）付表「２の⑫」）
平・平　・・　・・ （別表六の二（二十四）付表「２の⑬」）
合　計

を

総調整前連結税額基準額		
㉓×$\frac{20}{100}$－（別表六の二（十）「25」）		
総調整前連結税額基準額の残額		
（㉘又は（㉘－㉕））－（別表六の二（十）「32」）－（別表六の二（十九）「26」）		
繰越税額控除可能額の合計額	連結事業年度	・・　・・ （各連結法人の（39の①）の合計）
		・・　・・ （各連結法人の（39の②）の合計）
	合　計	
調整前連結税額超過構成額	連結事業年度	・・　・・ （別表六の二（二十五）付表「２の⑨」）
		・・　・・ （別表六の二（二十五）付表「２の⑩」）
	合　計	

を

連結事業年度
調整前連結税額超過構成額

に、

平・平　・・　・・
平・平　・・　・・

を

・・　・・
・・　・・
・・　・・

に改め、同表の記載要領第11号中「第68条の15の７」を「第68条の15の８第１項から第５項まで」に、「別表六の二（二十四）「７」又は別表六の二（二十四）付表「２」」を「別表六の二（二十五）「７」又は別表六の二（二十五）付表「２」」に改める。